

熊本県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した 学校再開ガイドライン

学校再開にあたって、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要である。このため各学校は、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理したこのガイドラインや文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」をもとに、万全の感染症対策を講じた上で、児童生徒等の健やかな学びを保障することを目指して、学校における教育活動を行うこと。

なお、このガイドラインは、5月26日時点での本県の感染状況等を踏まえ、同マニュアルが示す『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』に係る感染レベルについて、本県はレベル1に該当すると判断し、作成したものであり、今後の状況によっては変更することもある。

また、それぞれの地域や学校の感染リスクの状況によっては、レベル2・3の地域の取組等を参考に対策を講じること。

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策のための取組

教育活動の実施に当たり、別添の国が示した「新しい生活様式」を踏まえ、必要な措置を講じること。なお、別紙1「基本的な感染症予防対策についての周知事項」について確認し、児童生徒等・保護者に周知を行う。

ア 自宅等における健康管理

- (ア) 毎朝、必ず検温及び健康状態の確認を行い、別紙2「健康観察表（例）」に記入する。（健康観察表：児童生徒等の朝の体温、体調等を記入し、登校時に持参させる。）
- (イ) 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、学校に連絡し、登校せずに自宅で療養する。
- (ウ) 咳エチケット（登校時は原則マスクを着用。また、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用。）、こまめな手洗い（流水と石けん）・うがい、部屋の換気等の感染症対策をしっかりと行う。
- (エ) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が同時に重なる場を避けて行動する。また、3つの条件が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。
- (オ) 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努める。なお、運動する際は、適宜、熱中症対策をとり、実施する。

(カ) 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合及び保健所から自宅待機を指示された場合には、保護者が速やかに学校へ報告する。

イ 学校における健康管理

(ア) 登校時は、児童生徒等が自宅で記入した別紙2「健康観察表(例)」を活用して、体温、体調等について把握する。家庭で健康観察を忘れた又は未記入の項目のある児童生徒等については、教室に入る前に、教職員が検温及び健康観察等を行う。

(イ) 児童生徒等の発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合、保護者に連絡を行い、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅等で休養するよう指導する。なお、保護者の迎え等により、学校にとどまる場合は、別室で待機させるなどの配慮を行う。また、保健室の利用については、様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、先に述べた症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することがないようにする。

(ウ) 教室やトイレなど、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。

(エ) 児童生徒等及び教職員は、校内での教育活動に際しては、原則マスクを着用する。特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底する。

(オ) 流水と石けんでの手洗いやうがいをこまめに行う。

(カ) 換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行う。

(キ) 授業等で空調を使用する場合は工夫してこまめに換気を行う。

(ク) 人と人の距離については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保する。

(ケ) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件が同時に重なる場を避けて活動する。また、3つの条件が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。

(コ) 学校医及び薬剤師などと連携して保健管理体制を整える。

(2) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒等について

ア 主治医や学校医・医療的ケア指導医等に相談の上、個別に登校の判断を行う。

イ 児童生徒等と接する機会がある教職員等も一層の感染対策を行う。

ウ 校外活動等は可能な限り控えるとともに、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。

(3) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国後2週間以内に、対象地域(※)に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づき、2週間の自宅待機をさせる。

※ 対象地域(検疫強化対象地域・入管法に基づく入国制限対象地域)の最新情報は
こちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html#Q1-1

2 学習指導に関すること

(1) シラバス（授業計画）等の再構築と児童生徒や保護者との共有について

臨時休業期間やその間の学習状況を踏まえ、シラバス（授業計画）や時間割を再構築するとともに、学びの保障のための取組方針等について、児童生徒や保護者に丁寧に説明し、共有を図る。

(2) 授業における工夫について

ア 身体的距離の確保等

人と人の距離については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保する。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について

指導方法については、感染症対策を講じた上で、柔軟に見直し工夫した取組を行う。特に、グループ活動や対面での活動については、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動のため、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。

ウ 各教科等の指導における感染症対策について

(ア) 各教科等の指導において a～e に掲げるものなどについては、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動のため、可能な限り感染対策を行った上で実施する。

a 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

b 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

c 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

d 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

e 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(イ) 保健体育の授業について

体育の授業実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。

また、臨時休業の長期化により体力の低下が懸念されることを踏まえ、児童生徒の身体状況を把握しながら段階的に活動を行う。

(ウ) 職業教科における実習等を実施する際の配慮事項

a 共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒する。

b 共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底する。

c 熱中症防止のため、活動前や活動中にも水分補給を行うなど適切な措置を講じる。

(3) 臨時休業に伴う学習の遅れへの対応について

各学校においては、臨時休業期間における計画的な家庭学習による学習内容の定着状況等の確認を行い、時間割編成の工夫、学校行事の重点化や準備期間の短縮、長期休業期間の短縮など必要な措置を講じる。

3 学校生活における配慮事項

(1) 児童生徒等への指導について

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」(文部科学省)資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。

(2) 登下校時の配慮事項について

登下校中においては、原則マスクの着用と集団登下校の際に密接とならないよう指導するとともに、校門や玄関口等での密集が起こらないような工夫を行う。また、年度当初から臨時休業が長期に及んだことから、交通安全や犯罪の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動(登下校防犯プラン)の実施など、登下校時の児童生徒等の安全確保に取り組む。特に、児童生徒等が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、特段の注意を払う。

(3) 休み時間及び昼食時の配慮事項について

児童生徒等の密集を避けるため、休み時間や昼食時において、狭いスペースや売店等で密集したり、向かい合っただけの飲食、飲み物の回し飲みなどを行ったりしないよう指導する。

熱中症については、暑くなりはじめや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度等その他の条件により発生する場合もある。長期にわたる臨時休業期間中、屋内で過ごすことが多くなっており、熱中症防止の観点から適切な指導・措置を講じる。

(4) 清掃活動の配慮事項について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用した上で行う。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うよう指導する。

(5) 健康診断について

健康診断は、児童生徒等の健康状態を把握するため、年間のいずれかの時期で実施する。(令和2年度は6月30日までにを行う必要はない。)なお、「令和2年度(2020年度)児童生徒等の健康診断の実施に係る対応について」(令和2年4月30日教体第178号通知)を参考に、感染症対策を行った上で適切に対応する。

4 集会及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

(1) 始業式、終業式及び学年集会等について

放送設備等の活用など、工夫を行うことで、3つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を実施する。

(2) その他の学校行事について

ア 地域の感染状況等も踏まえ、感染拡大防止の措置、開催方式の工夫等の措置、延期等の対応を行う。

イ 修学旅行については、中止ではなく延期扱いとすることを検討するなどの配慮を行う。

- ウ 海外への修学旅行等については、諸外国の状況等、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に検討する。
- エ 例年実施している定期の家庭訪問については、児童生徒等の心身の状況や家庭環境等の把握の必要性、地域の感染状況等を踏まえ判断する。また、実施する場合は、保護者の理解を得た上で、感染拡大防止の措置、実施方式の工夫等（玄関先等での面会など）の措置を行う。
- オ 特別支援学校において、翌年度の就学に係る相談や見学については、3つの条件が重ならない方法を工夫したり、対象者のマスク着用を求めるなどして、感染防止に努める。

5 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員（部活動指導員を含む）が部活動の実施状況を把握する。

(1) 活動日数・時間

ア 6月1日（月）～6月14日（日）

（ア） 1週当たりの活動日数は、週5日以内とする。

（イ） 1日当たりの活動時間は、長くとも2時間以内とする。

イ 6月15日（月）～

活動日数及び活動時間については県の指針に準ずる。

(2) 合宿・練習試合・対外試合・演奏会・校外活動等

合宿、練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等は当面禁止とする。

※ 再開時期については、感染状況を確認し、おって通知する。

(3) 体調管理

ア 活動前後に必ず検温を含めた体調管理を行うこと。

イ 生徒に発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養させるよう指導する。

(4) 活動形態

ア 感染の可能性が高い活動は行わない。

イ 活動時間帯を学年別やグループ別に分けて活動を行うなどの工夫を行うことで、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮する。

また、咳エチケットをした上で十分な身体的距離を確保して活動するなど、できる限り生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

ウ 使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

エ マスクの着用については、次の(ア)～(ウ)の配慮があれば不要である。

- (ア) 生徒の間に十分な距離を取っている場合。
- (イ) 密集を避ける練習メニューを行う場合。
- (ウ) 飛沫が感染リスクを高めるため、「近距離における対面での練習は避ける」などの工夫をしている場合。
- (エ) 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

(5) 活動環境

- ア 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。屋内である教室や体育館等での活動については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけ、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や用具等は消毒液を使用して清掃を行い、また、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、少人数の活動にとどめるなど、より慎重な対応を行う。
- イ 部室等の利用に当たっては、必要最小限の短時間の利用を心がけ、一斉に利用しないなどに留意し、可能な限り用具等の不必要な使い回しをしない、共用物を避けるよう指導する。また、室内は消毒液を使用して清掃を行う。
- ウ 熱中症の予防については、（公財）日本スポーツ協会が示す熱中症予防のための運動指針に基づいて適切な対策を講じる。

6 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

- (1) 適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、偏見や差別が生じないように十分に配慮する。
- (2) 児童生徒等からの差別、いじめ等の相談やカウンセリングの要望等を、早期に把握するため、県立学校児童生徒を対象とした「スクールサイン」の周知を徹底するとともに、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応する。

7 児童生徒等の心のケアについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間が約3か月と、これまで経験したことがない長期間に及び、このような長期の休業明けには、相当の心理的負担が懸念されることから、これまで以上に保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、心のケア等について特段の配慮をすること。
- (2) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や授業担当者による観察など、継続して複数の教職員で児童生徒等の状況を丁寧かつ的確に把握する。その際、児童生徒に「心と体の振り返りシート」（令和2年5月25日付け教安第120号通知）を実施するとともに、ストレス度合いが高く、心のケアが必要と判断された児童生徒等については、速やかにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの面談につなげる。
- (3) 児童生徒等の心のケアについては、「新型コロナウイルス感染症に対する心のケアに係る参考資料の送付について」（令和2年5月12日付け教安第84号通知）を参考にスクールカウンセラー等と連携した対応を行う。

8 出席停止等の扱いについて

- (1) 児童生徒等の出欠の取扱いについては、令和2年5月1日付け2文科初第222号の2(7)を参照する。なお、感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒等については、保護者の同意のもと、校長判断で出席停止として取り扱う。また、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止及び臨時休業の基準は別途通知する。
- (2) 児童生徒等の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合、保健所から自宅待機を指示された場合は、保護者が速やかに学校へ報告する。

9 学校給食に関すること（実施校のみ）

- (1) 給食当番の児童生徒等
 - ア 給食当番活動前に留意すること
 - (ア) 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無の確認（症状がある場合は、当番を交代させる）
 - (イ) 清潔な給食衣とマスクの着用
 - (ウ) 石けんを使った手指の洗浄
- (2) 児童生徒等及び教職員
 - ア 食事前に留意すること
 - (ア) 石けんを使った手指の洗浄の徹底
 - (イ) 準備が完了するまでマスクを着用する
 - (ウ) 配膳時に食品の周りに密集しない工夫
 - イ 食事中に留意すること
 - (ア) 飛沫感染防止の観点から、机を向かい合わせにしない
 - (イ) 会話を控える
 - (ウ) 食品のやり取りを児童生徒同士が直接行わない
 - ウ 食後に留意すること
 - (ア) 食事が出たビニールごみ、ストロー等を教室に残さない
 - (イ) 配膳台用ふきんなどの洗浄と清潔保持
 - (ウ) 食後はマスクを着用する
- (3) 給食調理施設
 - ア 「学校給食衛生管理基準」に則った調理作業等の実施と記録の保管
 - イ 調理従事者等の健康観察の実施と記録保管
 - ウ 給食用食品納入業者の健康管理依頼

10 チェックリスト等の活用

- (1) 各学校は、別添を参考にして、チェックリストを作成する。
- (2) 担任、授業者等はチェックリストを用いて、感染症対策の徹底に努める。
- (3) 管理職はチェックリスト等をもとに状況を確認し、必要に応じて指導・改善する。

- (4) 特別支援学校においては、令和2年5月15日付け通知「特別支援学校再開に係る運営上の対応チェックリスト」も参考に、最大限の予防策に努める。